



森林、生物多様性、地域社会の保護に関する方針

1. 当社の目的

ADMは世界をリードする農産物加工業者および食品原料供給業者として、世界の森林、生物多様性、地域社会を保護する追跡可能で透明性のある農業サプライチェーンの構築に取り組んでいます。この方針は、すべてのサプライチェーンに適用される包括的なコミットメントと、パーム油および大豆のサプライチェーンの複雑さに対処するためのより具体的なコミットメントを対象としています。ADMは、必要に応じて特定のサプライチェーンに特化したコミットメントを追加し、方針を修正します。当社は2025年までにすべてのサプライチェーンで森林破壊ゼロを目指しています。

当社は作物の生産者ではありませんが、独自に、またその他のステークホルダーと協力して、世界で調達する農作物が社会的に公正で環境的に持続可能な基準に従い、生産地域の暮らしに貢献し、皆で共有する環境を保護できるよう努めています。

私たちはサプライチェーン全体を通じて、以下を実現します。

- 森林破壊/野焼きをしない¹
- 保全価値の高い（HCV）地域における持続可能な土地利用の管理と生態系の復元活動を通じて、農地の資源および生物多様性の保護を促進する
- 国連の「先住民の権利に関する宣言」に従い、土地と資源に関する先住民と地域社会の権利を尊重する
- 国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に従い、人権を尊重する
- 国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利」で定められた労働の権利を尊重する
- 環境、安全、人権、労働の権利に関する国、州、自治体、地域の法律を尊重する
- 小規模農家のサプライチェーンへの参加を促す
- スtockホルム条約、ロッテルダム条約、世界保健機関（WHO）の農薬リストのクラス1Aおよび1Bに記載されている化学物質を使用しない
- 気候変動と温室効果ガス排出を低減するための解決策を推進する
- 貧困削減と食料安全保障の向上により経済開発を促す方法として、農業を支援する
- 同業他社、政府、市民社会と協力し、商品セクター全体に及ぶ森林破壊の期限設定を支援する

¹この枠組みの下、ADMでは土地開発を目的とした火の使用を認めていません。



適用範囲

この方針は、ADMの事業とADMが事業を展開するすべてのサプライチェーン（商品の調達元からすべてのサプライヤー層を含む）、ADMが持ち株を保有するすべての企業/JVに適用されます。

2. 方針の実施

実施の優先度はリスク評価を基に決定されます。サプライチェーンの複雑さと地域差に対応するため、実施活動を調整して、直接調達および間接調達を行うさまざまな商品や特定の地域の特性に対応することができます。各サプライチェーンにおける方針の実施は、次の4つの柱に焦点を当てています。

3.1 サプライチェーンの評価とトレーサビリティ：サプライチェーン全体の潜在的な社会・環境リスクを理解するため、各地域の利用可能なシステムと調達手順が評価されます。当社は、調達した作物を可能な限りの最小単位で識別できるトレーサビリティを維持します。トレーサビリティの粒度は、リスク評価によって段階的に定義されます。

3.2 サプライヤーとの関与：サプライヤーとの効果的なコミュニケーションおよび関与があつてこそ、彼らに当社のコミットメントを明確に理解してもらい、持続可能性の高いサプライチェーンの創出に寄与してもらうことができます。当社は、サプライヤーに対して、土地買収や土地利用を含め、適用されるすべての法規制の範囲内での倫理的な事業運営を求めるとともに当社コミットメントの遵守も求めます。

3.3 監視と検証：サプライヤーによる本方針の遵守状況を検証する目的で、地域およびサプライチェーンベースの監視手順が策定され更新されていきます。サプライチェーンの評価で指摘された場合、リモートセンシングを使用して、商品が生産されている場所を追跡します。

3.4 レポート：当社では、当社取り組みの進捗状況を公に示す効果的な方法として透明かつ定期的なコミュニケーションを用います。遵守違反に関するすべての苦情は、透明性のある[苦情処理および解決メカニズム](#)を用いて評価および管理され、包括的かつ公正に扱われます。すべての遵守違反は、[サプライヤーによる遵守違反の管理](#)の手順に従って対処され、対象のサプライチェーンで取引停止処分となったサプライヤーの数が報告されます。方針の実施状況は、[持続可能性進捗トラッカー](#)で公開されている商品固有の行動計画と進捗レポートを介して伝達されます。

現在の文書は、2015年3月にリリースされた元の方針の更新バージョンです。この方針のガバナンスは、ADM取締役会の会社の持続可能性および企業責任委員会によってレビューされています。



サプライチェーン固有の方針

パーム油:

ADMは、パーム油の農園や搾油工場を所有しておらず、搾油工場からパーム油の果実やパーム油製品を直接調達していません。ADMは、第三者を通じて調達したパーム製品を加工する精油所を（米国および欧州で）運営しています。当社は第三者のサプライヤーと密に連携し、当社のコミットメントの重要性を理解してもらうよう努めています。

「森林、生物多様性、地域社会の保護に関する方針」の原則とコミットメントに加え、当社はパーム油の直接サプライヤーと間接サプライヤーに対して以下の取り組みを求めています。

- ホットスポット地域（保護価値または炭素貯留の高い地域）の開発を行わない。
- 深さを問わず泥炭地の開発を行わない²。また、泥炭地での土壌や既存の商品生産に最適な管理方法を活用する。
- 希少種、絶滅危惧種、絶滅危惧種の狩猟を行わない。
- 新規の植林前または操業後に社会・環境影響評価（SEIA）を実施する。
- 統合された害虫管理慣行の導入を促す。
- 先住民や社会的弱者の権利の保護と促進を確実にするために、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）の原則を適用する（法的および慣習的な土地の権利の尊重と土地収奪行為の防止を含むが、これらに限定されない）。
- 透明性のある苦情処理手順を使用して提起されたすべての苦情を責任を持って管理する。提出された苦情はすべて、当社の[苦情処理および解決メカニズム](#)に従って調査されます。これは指針となる[RSPO人権擁護者に関する方針](#)にも一致しており、人権擁護者、内部告発者、告訴人、地域社会のスポークスマンを保護する当社の取り組みを反映しています。
- 公正かつ正当な救済へのアクセスを提供するため、ADMと必要なすべての関係者と協力する。

コミットメントの達成と方針の実施に向けた継続的な取り組みにおいて、ADMは「森林、生物多様性、地域社会の保護に関する方針」のセクション3で示される4つの柱に基づく[行動計画](#)を策定しました。行動計画の進捗状況は、ADMの[進捗レポート](#)で報告され、ここではADMの持続可能性に向けた継続的な取り組みの進捗状況も強調されています。

² ADMは、RSPOの原則と基準のセクション7.7と、泥炭地における既存農地の最善の管理方法に関するRSPOマニュアルで定められた基準の支援に取り組んでいます。



大豆:

ADMは大豆を栽培していませんが、農家から直接購入するか、トレーダーや多くの生産者の作物を組み合わせるアグリゲーターなどの第三者から間接的に購入しています。大豆は、最終的に豆のまま販売されるか、大豆製品へと加工されます。

コミットメントの達成と方針の実施に向けた継続的な取り組みにおいて、ADMは「森林、生物多様性、地域社会の保護に関する方針」のセクション3で示される4つの柱に基づく行動計画を策定しました。行動計画の進捗状況は、ADMの[進捗レポート](#)で報告され、ここではADMの持続可能性に向けた継続的な取り組みの進捗状況も強調されています。

「森林、生物多様性、地域社会の保護に関する方針」の原則とコミットメントに加え、当社の直接サプライヤーと間接サプライヤーによる大豆サプライチェーンのコミットメントには以下の取り組みが含まれます。

トレーサビリティおよびモニタリングのリスク評価

ADMは、リスクベースの評価を行い、地理的に必要なトレーサビリティ/モニタリングの種類を定義します³。ADMの高リスク地域における調達のコミットメントは、アマゾン、セラード、チャコなどの南米のバイオーム地域で調達される大豆に特に焦点を当てています。

- 森林破壊の **リスクが低い** 地域では、原産国（米国、カナダなど）の調達先を特定する。
- 森林破壊の **リスクが中程度** の地域では、原産地である州/県と（可能であれば）自治体を特定する。
- 森林破壊の **リスクが高い** 地域では、間接調達と直接調達の割合を明らかにする。直接サプライヤーについては、調達している大豆農家の原産地（筆ポリゴンを確認するなど）、間接サプライヤーについては、GPS座標を取得する。

在来植生の変換

「森林、生物多様性、地域社会の保護に関する方針」の原則に加え、ADMはアマゾン、セラード、チャコなどのリスクの高いバイオーム地域で以下を実施します。

- 大豆の生産と環境、経済、社会的利益を調和させ、可能な限りの最短期間で在来植生の転換を止めることを目標に、森林以外の在来植生を保護する取り組みを推進する。
- 最新の科学に基づく技術を用いて、在来植生地域への農業拡大を監視および測定する。
- 在来植生を保護し、以前転換された地域への農業拡大を推進するためのインセンティブの創出を促す。法律で義務付けられている以上の環境サービスを生産者に提供する仕組みを提唱する。

³詳しい方法については、附属書IIを参照してください。



環境当局による禁輸指定地域：

地域の環境法に違反することになるため、ADMは、地域の環境当局に禁輸指定されている地域で栽培された大豆に融資したり、購入することはありません。

アマゾン大豆モラトリアム

2006年現在、ADMは2008年7月以降に伐採されたアマゾンバイオーム地域で栽培された大豆への融資や購入は行っていません。

奴隷労働撲滅のための国家協定

2007年、ADMはブラジル労働省の「奴隷労働リスト」に記載されているサプライヤーとの新たな交渉を禁止する「奴隷労働根絶のための国家協定」に同意しました。

パラ州の穀物グリーンプロトコル

2014年現在、ADMはパラ州内における責任ある大豆の調達ガイドラインを含む、この公共省承認のプロトコルに加盟しています。





附属書I

用語集

- **森林**：高さ5メートル超の樹木、10パーセント超の樹冠被覆率を有する、または原位置でこれらの閾値に達する樹木を有する0.5ヘクタール以上の土地。農業的または都市的土地利用が主である土地は含まれない（FAO、2020年）。

注釈

1. 森林は、樹木の有無、ならびに主な土地利用目的が他にないことの両方によって判断されます。樹木は原位置で高さ5メートル以上である必要があります。
2. 今後、樹冠被覆率が10パーセント、樹高が5メートルに達すると見込まれる若木を有する地域を含みます。また、森林管理の一環としての皆伐や自然災害により一時的に木がない状態になっており、5年以内に再生が見込まれる地域も含まれます。現地の状況により、例外としてこれより長い期間を適用することが正当化される場合もあります。
3. 林道、防火帯、小規模な空き地、国立公園、自然保護区、その他の保護地域（特定の環境、科学、歴史、文化、精神的な利点がある地域など）を含みません。
4. 面積が0.5ヘクタール以上、幅が20メートル以上の防風林、木の回廊を含みます。
5. 樹冠被覆率が10パーセントで樹高5メートルの樹木を有する、または今後そうなることが見込まれる樹木の再生がある、放棄された焼畑耕作地を含みます。
6. 陸域に分類されるかどうかを問わず、潮間帯にマングローブがある地域を含みます。
7. ゴムノキ、コルクガシ、クリスマスツリーの農地を含みます。
8. 土地利用、樹高、樹冠被覆率の基準を満たす、竹やヤシの木がある地域を含みます。
9. 法的に指定された林地以外で、「森林」の定義に該当する地域を含みます。
10. 果樹園、アブラヤシ農園、オリーブ園、アグロフォレストリーシステムなど、樹冠下で作物を栽培する農業生産システムの樹木は除きます。注：輪作の最初の数年間だけ作物を栽培する「タウンヤ」システムなどの一部のアグロフォレストリーシステムは、森林として分類する必要があります。

- **原生林**：明確な人間活動の形跡がなく、生態学的プロセスが著しく阻害されていない在来樹の自然再生林（FAO、2020年）。

注釈

1. 定義に該当する原生林と管理林の両方を含みます。
2. 先住民が定義に該当する伝統的な森林管理活動に従事する森林を含みます。
3. 非生物的被害（嵐、雪、干ばつ、火災など）および生物的被害（昆虫、害虫、病気など）の目に見える兆候がある森林を含みます。
4. 狩猟、密猟、わな猟、採集により、在来種の著しい損失や生態学的プロセスの妨害が生じた森林は除きます。
5. 原生林の主な特徴は以下のとおりです。
 - 自然の樹種構成、枯れ木の発生、自然な樹齢構造、自然な再生プロセスなど、自然の森林動態を示す
 - 自然の生態学的プロセスを維持するのに十分な広さがある
 - 既知の重要な人的介入がない、または最後の重要な人的介入から十分に時間が経過しており、自然の種構成とプロセスが再確立されている

- **森林破壊**：人為的か否かを問わず、単独で森林を他の土地利用へ転換すること（FAO、2020年）。

注釈

1. 樹冠被覆率が最低基準値である10パーセントを下回る恒久的な減少を含みます。
2. 農地、牧草地、貯水池、鉱山、都市部などに転換された森林の地域を含みます。
3. 特に、収穫や伐採の結果として樹木が除去された地域、および自然再生や造林による森林の再生が期待される地域は除きます。
4. 攪乱、過度の利用、環境条件の変化などの影響により、林冠被覆率が基準値の10パーセント以上を維持できない地域も含まれます。



- 生物多様性または生物学的多様性：特に陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系を含む、あらゆる生物間の多様性。種内、種間、生態系間の多様性を含む（生物の多様性に関する条約）。
- 生態系：生態系には、特定の地域に生息するすべての生物とその生物間相互作用、非生物的環境（天候、陸地、太陽、土壌、気候、大気）との相互作用が含まれる。各生物には役割があり、生態系全体の健全性と生産性に寄与している。
- 農地：農業活動により自然が著しく影響を受けている地域。
- 持続可能な土地管理：土壌、水、動物、植物などの土地資源を、変化する人間のニーズに合わせて商品を生産するために利用および管理し、同時にこれらの資源の長期的な生産性と環境機能の維持を確保すること（FAO、ND）。
- 生態系の復元：劣化、損傷、破壊された生態系の回復を支援するプロセス（SER、2004年）。
- 高炭素価値（HCV）とは、生物学的、生態学的、社会的、文化的価値のある地域を指す。HCVは1999年に森林管理協議会が提唱し、持続可能なパーム油のための円卓会議（RSPO）などで採用されている手法。HCVの6つのタイプは以下のとおり：
 - 生物学的多様性の集結。
 - 無傷の森林景観と大規模な景観レベルの生態系および生態系モザイク。
 - 希少、絶滅の恐れがある、または絶滅の危機に瀕している生態系または生息地、レフュジア。
 - 集水域の保護や侵食の抑制を含む、基本的な生態系サービス。
 - 地域社会や先住民の基本的なニーズを満たすための場所と資源。
 - 世界的または国家的な文化的、考古学的、歴史的意義を持つ、および／または文化的、生態学的、経済的、宗教的な重要性を持つ場所、資源、生息地、景観。
- 高炭素ストックまたはHCS：大量の炭素を蓄積している生存可能な森林地域で、通常は植生密度が高いことが特徴。HCSの森林が除去されると、特に火を使って土地を切り開いた場合は、森林に含まれていた炭素がCO₂の形で大気中に放出される。

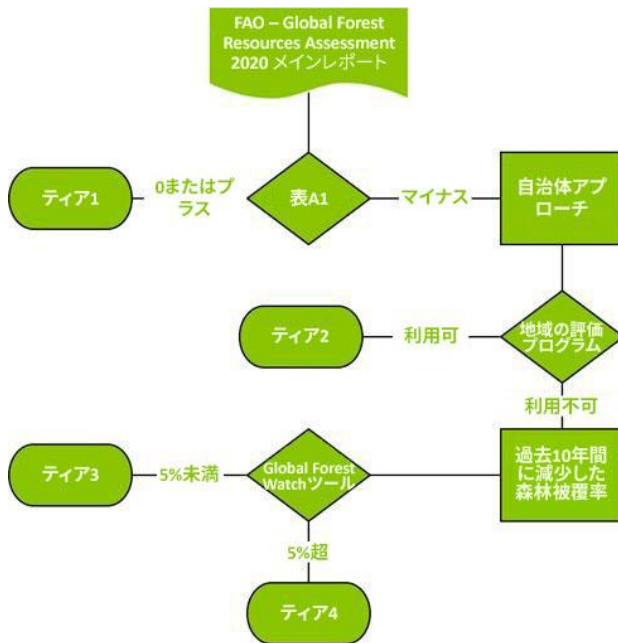


- 泥炭地：泥炭地は、地球上のほぼすべての国に存在する湿地の一種で、現在、世界の陸地の3%を占める。「泥炭地」とは、泥炭土とその表面に生育する湿地帯の生息環境を指す（IUCN、2017年）。
- 自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）。2007年、国連総会は「先住民の権利に関する国連宣言」を採択し、先住民の権利を認め、先祖代々の土地、領土、天然資源に影響を与えるあらゆる活動の前提条件として、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）について具体的に言及している。
- パーム油の直接サプライヤー：パーム油を栽培したり、パーム油の搾油/粉碎工場から購入および精製し、再販することがある、ADMと直接取引するアグリゲーター。
- パーム油の間接サプライヤー：パーム油の搾油/粉碎工場など、サプライチェーンのさらに上流に位置するパーム油のグループ。
- 大豆の直接サプライヤー：ADMと直接取引する農家/農業企業から調達された大豆。
- 大豆の間接サプライヤー：アグリゲーター、協同組合、その他の第三者から調達された大豆。
- 持ち株または株の持ち分：ある企業の株式を一定数保有する保有者が所有する事業の割合（BusinessDictionary.com）。本方針では、ADMの持ち株が50%超であることを指す。
- ティア：国や地域が各ティアのどこに該当するか明らかにすること。



附属書II 大豆の地理的リスク評価。

ティアを分類し、大豆の生産地のリスクを定義するための評価で使用される決定木。





参考文献

FAO, 2020. Global Forest Resource Assessment 2020. Terms and Definitions.FRA 2020, Rome.

出典 : <http://www.fao.org/3/l8661EN/i8661en.pdf>

FAO, ND.Factsheet:Sustainable Land Management.Land and Water Division (NRL), Rome.

出典 : <http://www.fao.org/3/a-i4593e.pdf>

SER, 2004. Society for Ecological Restoration International Science & Policy Working Group (Version 2).

出典 : https://cdn.ymaws.com/www.ser.org/resource/resmgr/custompages/publications/ser_publications/ser_primer.pdf

UICN, 2017. Peatland and climate change.Issues Brief, Gland.

出典 : https://www.iucn.org/sites/dev/files/peatlands_and_climate_change_issues_brief_final.pdf

BusinessDictionary.com

Convention on Biological Diversity.

出典 : <https://www.cbd.int/doc/legal/cbd-en.pdf>

RSPO, 2018. HCV-HCSA assessments.

出典 : https://rt16.rspo.org/ckfinder/userfiles/files/PC8_3%20Paulina%20Vilalpando.pdf

RSPO, 2020. Principles and Criteria.

出典 : https://rspo.org/library/lib_files/preview/1079

